

高砂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 93,356	千円 34,208,100	千円 340,226	千円 6,154,352	% 18.0	% 18.2

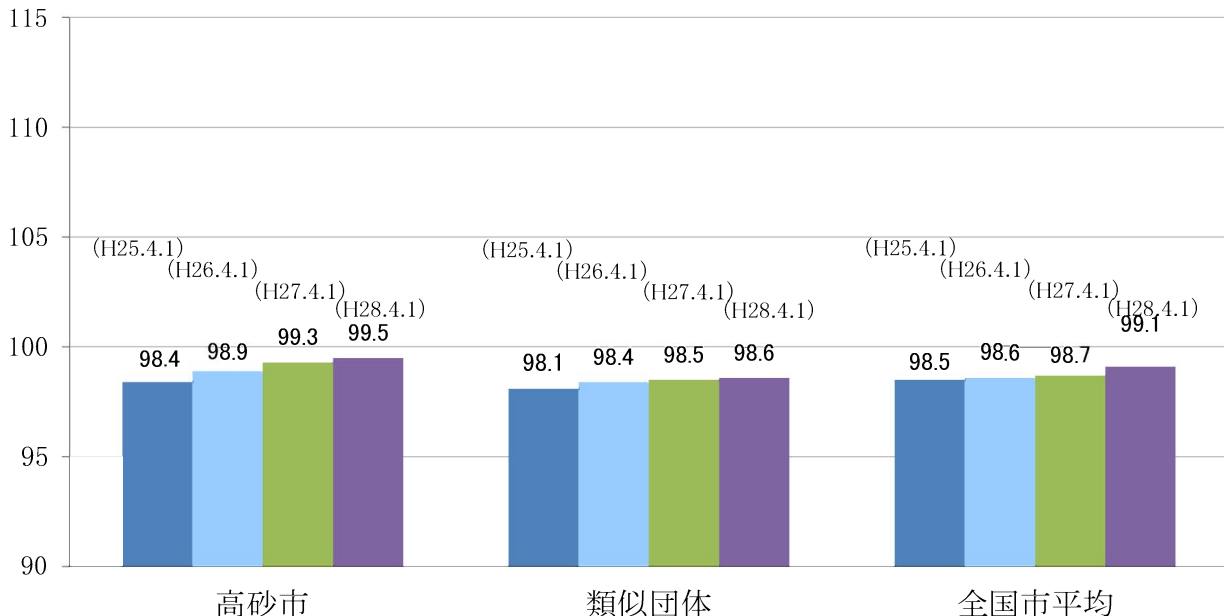
(注) 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（各会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
普通会計	634	2,531,525	547,953	980,509	4,059,987	6,404	5,881
特別会計	75	306,567	60,015	117,761	484,343	6,458	
水道・工業用事業会計	28	130,003	17,202	47,941	195,146	6,970	
病院事業会計	302	1,174,724	573,123	458,441	2,206,288	7,306	

- (注) 1 各職員数については27年4月1日の職員数である。
2 給与費は27年度決算の額である。
3 職員手当には児童手当、退職手当を含まない。
4 特別会計とは下水道・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・広域ごみ処理の各事業を合わせた会計である。
5 特別職(市長、副市長、市議会議員)は含まない。
6 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

大卒経験2～3、3～5年の職員が多数採用されており、また社会人経験者枠での採用を実施し、国の平均に比べ市の平均が上昇したため。平成27年度からの給与の総合的見直しにより徐々に改善してきている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成２７年４月１日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 平成２６年４月１日現在、国基準６％に対し、高砂市においては当面の間３％に制限して支給。
平成２７年４月１日現在、国基準９％に対し、高砂市においては当面の間３％に制限して支給。
平成２７年７月１日現在、国基準９％に対し、高砂市においては平成２８年３月３１日までの間４％に制限して支給。
平成２８年４月１日現在、国基準１０％に対し、高砂市においては当面の間５％に制限して支給。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度支給割合		見直し後の支給割合 (平成28年4月1日)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	7%	9%	10%
高砂市の支給割合	3%	3%	4%(7月1日から)	5%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	43.2 歳	327,337 円	417,878 円	374,241 円
兵庫県	44.6 歳	338,700 円	429,920 円	389,729 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	316,886 円	387,164 円	352,967 円

(注) 1 一般行政職とは、税務職、福祉職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものである。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民間従業員			参考
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高砂市	54.3歳	65	354,031 円	410,946 円	382,932 円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.0歳	32	356,813 円	439,772 円	391,938 円	廃棄物処理業者	45.3歳	290,300 円	151.49 %
うち用務員	56.6歳	14	350,607 円	384,051 円	379,650 円	用務員	55.2歳	199,900 円	192.12 %
兵庫県	53.8歳	514	337,500 円	403,354 円	372,102 円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.7歳	29	307,838 円	342,170 円	325,546 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高砂市	— 円	— 円	—
うち清掃職員	6,308,745 円	3,968,100 円	159.0%
うち用務員	6,062,032 円	2,732,900 円	221.8%

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、特殊勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 上記の平均年齢・平均給料は企業会計職員(病院、水道、工業用水道事業職員)は含んでいない。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		高 砂 市	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	185,100 円	181,284 円	176,700 円
	高 校 卒	150,400 円	147,361 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,400 円	143,999 円	142,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

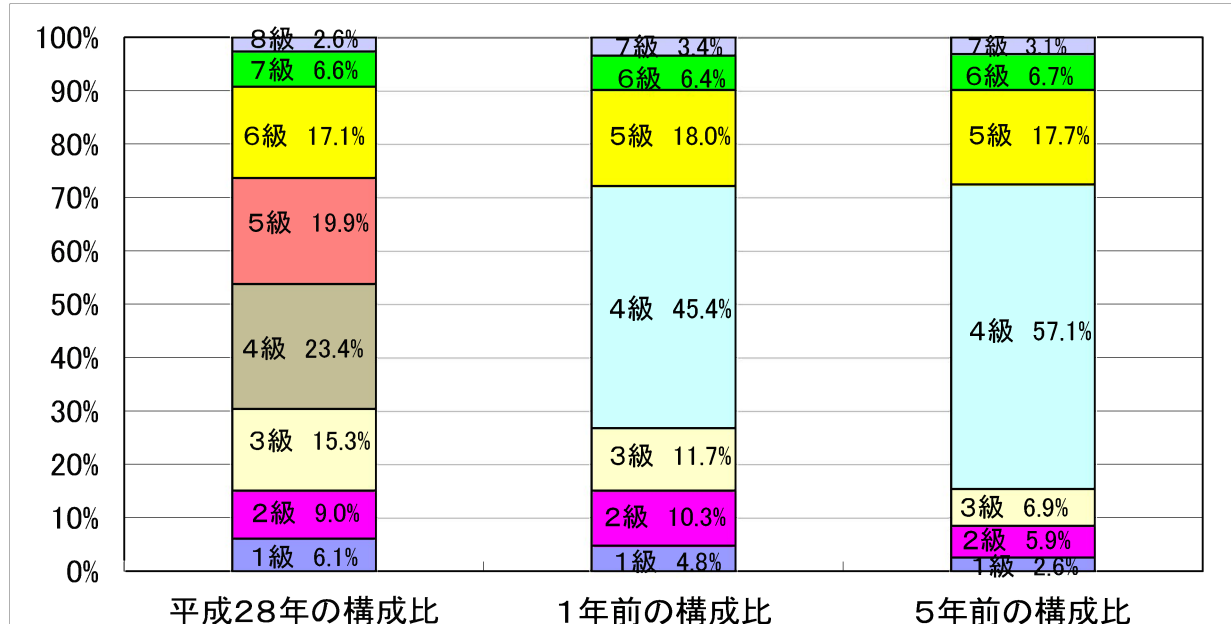
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,967 円	365,933 円	385,643 円	該当職員なし
	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	337,650 円	365,500 円
技能労務職	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	355,750 円	368,350 円
	中 学 卒	該当職員なし	該当職員なし	324,300 円	370,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長・室長・局長	9 人	2.6 %	380,500 円	467,400 円
7 級	室長・次長・局長	23 人	6.6 %	332,700 円	443,700 円
6 級	課長・主幹・副課長	59 人	17.1 %	292,800 円	409,000 円
5 級	係長	69 人	19.9 %	262,000 円	391,800 円
4 級	主任	81 人	23.4 %	237,900 円	382,200 円
3 級	事務吏員・技術吏員	53 人	15.3 %	208,800 円	348,800 円
2 級	事務吏員・技術吏員	31 人	9.0 %	170,400 円	303,000 円
1 級	事務員・技術員	21 人	6.1 %	128,000 円	246,100 円

- (注) 1 高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道事業職員）は含まない。
 4 平成28年度より4級を主任級・5級を係長級に切り分け、そこから上位の役職の級を改めた。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・平成28年度の昇給は勤務成績は反映していないが、平成29年度から反映する予定である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 砂 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,530 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,891 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

・全職員において、平成28年度より勤務成績を勤勉手当に反映している。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

高 砂 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算) 1人当たり平均支給額 3,378 千円 21,852 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から45%を加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			115,308 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			162,864 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	3%(4-6月)4%(7-3月)	708 人	9 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(平成27年)			95.6 %
(ラスパイレス指数)			(99.3) %

※上記の職員数には企業会計職員(病院・水道・工業用水道事業)を含みません。

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		13,207 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		94,336 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		19.8 %		
手当の種類(手当数)(平成28年4月1日)		20		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24 千円	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		12 千円	月額1,000円
建築主事手当	建築基準法の規定により任命された建築主事で、建築主事としての業務に従事した職員		48 千円	月額2,000円
作業主任手当	ごみ収集業務、リサイクル施設管理業務及びし尿収集業務に従事する作業主任である職員	ごみ収集、リサイクル施設管理、し尿収集業務	120 千円	月額5,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
監督手当	ごみ収集業務、リサイクル施設管理業務、し尿収集業務及び道路補修業務に従事する監督である職員	ごみ収集、リサイクル施設管理、し尿収集業務、道路補修業務	72 千円	月額2,000円 ただし道路補修業務については月額1,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務	890 千円	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士で、利用者の療育指導並びに保護者の指導及び援助の業務に直接従事した職員		103 千円	従事した日1日につき100円
社会福祉業務手当	福祉部地域福祉室生活福祉課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したもの	福祉部地域福祉室生活福祉課において、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務	279 千円	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務	—	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務	—	従事した日1日につき500円
用地交渉等手当	土地の取得又は不法占拠地の立ち退きに係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、交渉期間の長期化、交渉の難航等困難であると認められるものに従事した職員		12 千円	従事した日1日につき200円
動物遺骸取扱手当	犬猫、害獣等の遺骸の取扱業務に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理業務	6,949 千円	従事した日1日につき800円 (半日400円)
救急出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	2,411 千円	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算
消防出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	311 千円	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	2 千円	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	生活環境部美化センター、消防本部又は消防署に所属する特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が、公道において特殊用途自動車の運行を行った場合に支給する。	公道における特殊用途自動車運行業務	774 千円	従事した日1日につき100円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	57 千円	従事した日1回につき300円
滞納処分業務手当	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の搜索に従事した職員	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の搜索業務	—	従事した日1日につき200円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		124 千円	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	983 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	187,512 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	280 千円
支給実績（平成26年度決算）	197,410 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	314 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3)配偶者を有しない場合の一人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		80, 618千円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ		18, 050千円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ		40, 447千円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事(部長級) 78,000円 次長・参事(室長級) 73,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	異なる	給料月額に25/100を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じて得た額	102, 934千円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	市 長 副 市 長		1,012,000 832,000	円 円	(参考) 類似団体における最高／最低額			
					1,037,000円 ／ 435,000円 857,000円 ／ 578,000円			
報 酬	議 長		629,000	円	629,000円 ／ 350,000円			
	副 議 長		575,000	円	575,000円 ／ 300,000円			
	議 員		522,000	円	522,000円 ／ 280,000円			
期 末 手 当	市 長		(27年度支給割合)					
	副 市 長		4.15	月分	6月期	1.95月分	12月期	2.20月分
	議 長		(27年度支給割合)					
	副 議 長 議 員		4.15	月分	6月期	1.95月分	12月期	2.20月分
退 職 手 当			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
			給料月額 × 在職月数 × 支給率					
	市 長		1,012,000	× 48月 × 0.40	=	19,430,400	任期ごと	
	副 市 長		832,000	× 48月 × 0.24	=	9,584,640	任期ごと	
	備 考							

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、退職時の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

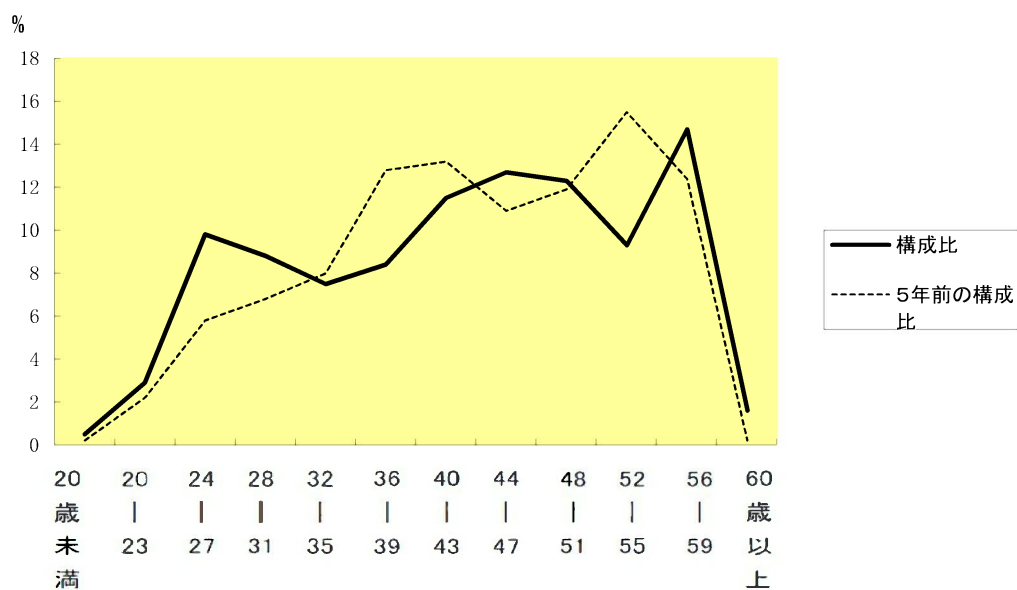
区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	
		総 務	119	115	△ 4	企画総務部門業務の見直しなど
		税 務	38	40	2	市民税業務の増など
		民 生	127	144	17	一部保育園の認定こども園化など
		衛 生	87	81	△ 6	ごみ処理業務の見直しなど
		労 働	1	1	0	
		農林水産	16	15	△ 1	地籍調査業務の見直し
		商 工	2	2	0	
		土 木	60	66	6	道路橋りょう業務の増など
	小 計		459	473	14	
	教育部門		86	67	△ 19	一部幼稚園の認定こども園化など
	消防部門		95	93	△ 2	管理部門業務の見直し
	小 計		640	633	△ 7	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	302	291	△ 11	看護師の減員	
	水 道	28	25	△ 3	下水道部門との組織統合による業務の見直し	
	下水道	39	34	△ 5	水道部門との組織統合による業務の見直し	
	その他	30	30	0		
	小 計	399	380	△ 19		
合 計			1,039	1,013 [1,437]	△ 26	〈参考〉人口1万人当たり職員数 108.5人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

※ 上記の職員数には教育長を含む。

(2)年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H28	5	29	99	89	76	85	117	129	125	94	149	16	1,013

（注） 上記の職員数には教育長を含む。

(3)職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	477	466	463	467	459	473	△4(△0.8%)
教 育	105	98	94	86	86	67	△38(△36.2%)
消 防	93	95	95	95	95	93	0(0.0%)
普通会計	675	659	652	648	640	633	△42(△6.2%)
公営企業等会計	420	426	402	404	399	380	△40(△9.5%)
総合計	1,095	1,085	1,054	1,052	1,039	1,013	△82(△7.5%)

（注） 上記の職員数には教育長を含む。